

別紙2

維持管理業務仕様書

市営住宅給水施設保守点検委託仕様書

●委託場所

住宅名称	所在地	施設の有効水
		受水槽 (m ³)
庄川本町市営住宅4号	射水市庄川本町13番11号	8.0
八幡市営住宅2号棟	射水市八幡町二丁目12番38	8.0
八幡市営住宅3号棟	射水市八幡町二丁目12番38	8.0
八幡市営住宅4号棟	射水市八幡町二丁目12番38	8.0
庄西市営住宅1・2号棟	射水市庄西町一丁目3番20号	21.0
殿村市営住宅1・2号棟	射水市殿村83番	27.0
本江市営住宅1号棟	射水市本江北379番地	24.0
海王町市営住宅2号棟	射水市海王町25番地	7.0
海王町市営住宅3号棟	射水市海王町21番地	8.0
赤井市営住宅	射水市赤井35番地	14.0

●委託内容

1 受水槽清掃 (年1回)

(1) 業務内容

水道法に基づく受水槽の清掃・消毒及び報告書の作成業務

(2) 提出書類

ア 貯水槽清掃結果報告書

イ 施工写真 各貯水槽（水槽内部及び水槽外部）の清掃前、中、後
(A 4アルバム整理)

ウ 委託日報

エ その他市の指示する書類

2 給水施設点検 (1ヶ月に1回)

(1) 業務内容

受水槽・高架水槽・ポンプユニット・配管、弁類（給水管、揚水管）の定期点検（下記点検項目に準じる）及び報告書作成業務

(2) 点検項目

【受水槽・高架水槽】

- ・本体からの漏水確認
- ・本体の亀裂、損傷、汚れの確認
- ・架台の状況（発錆、破損等）の確認
- ・通気口、排水口、オーバーフローの防虫網の有無、取付状況の確認
- ・点検口の鍵の有無、施錠の確認
- ・点検口のパッキンの有無、状況（亀裂等）の確認

- ・給水管、排水管、揚水管等の漏水確認
- ・弁類の漏水、作動状態の確認
- ・電極棒の取付状態、作動状態の確認
- ・ボールタップの作動状態の確認
- ・タラップの取付状態の確認
- ・水槽内の異物、沈殿物の有無確認

【ポンプユニット】

- ・ポンプ本体の損傷、漏水、発錆の有無確認
- ・電動機の損傷の有無確認
- ・作動状態等（音、振動、電圧、電流、圧力、発熱）の確認又は測定
- ・弁類の作動状態の確認
- ・盤類の外観上の損傷、発錆の有無確認
- ・作動状況（遮断器、警報装置、ランプの点灯、発熱等）の確認

【配管、弁類】

- ・外観の損傷、発錆、漏水の有無確認
- ・保温材の損傷の有無確認

【その他】

- ・水槽室等の清掃状況、施錠確認

(3) 提出書類

- ア 点検報告書
- イ 業務写真 作業中（点検項目数カ所撮影）
- ウ 委託日報
- エ その他係員の指示する書類

(4) その他

上記点検により判明した修繕必要箇所の報告
（不具合状況のわかる写真を添付すること。）

3 簡易専用水道定期検査 （年1回）

(1) 業務内容

水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条に基づく簡易専用水道の検査
及び申請、報告業務

(2) 提出書類

- ア 「簡易専用水道」定期検査結果通知書
- イ 委託日報
- ウ その他係員の指示する書類

●共通事項

- ・作業実施に伴う入居者への連絡調整、その他必要な手続き等は全て受注者が行うこと。
- ・給水設備のトラブルにおける緊急時措置（設備の仮復旧、応急処置及びトラブル原因の調査など）については夜間、休日を問わず本委託業務に含まれるものとする。
- ・緊急時（平日夜間、休日昼夜間）の連絡体制を明確にしておくこと。
- ・施行計画書（委託名、委託の概要、各委託業務内容等について詳細に記載）を作成し、業務着手前には市に提出し承諾を得ること。
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号以下「ビル衛生管理法」という）第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業務登録証明書の写しを提出すること。
- ・業務実施日については、市と協議、調整の上決定し、施工日程表を提出すること。

市営住宅等消防用設備点検委託仕様書

1 業務内容

- (1) 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防設備等の点検業務及び市消防本部への点検結果報告書の届出の実施。
(点検は、昭和50年消防庁告示第3号及び第14号の規定に基づき実施すること。)

2 点検回数

- (1) 機器点検（6ヶ月点検） 2回（点検予定月 8月、2月）
(2) 総合点検（年次点検） 1回（点検予定月 8月）
(ただし、総合点検時に合わせて機器点検1回を実施すること。)

3 提出書類

- (1) 消防設備等点検結果報告書（告示第14号に規定の様式） A4版 各3部
○市営住宅等（別表1のとおり）
・施設ごとに別冊とすること。
・点検表中の防火管理者及び立会者については、各施設ごとに記名押印を済ませること。
・屋内消火栓については、消火栓ホースの製造年月日等を記載した台帳を作成すること。
- (2) 施行写真 A4版 各1部
・施設ごとに別冊とすること。
・写真は点検の内容、設備の状況が詳しくわかるものを各施設の設備ごとに一枚以上撮影すること。
- (3) 施設別の各設備設置数一覧表 A3版 1部
・表計算ソフト「Microsoft(R)Excel」により作成したもの。
- (4) 不良内容報告書（市指定様式） A4版 各1部
・施設ごとに別冊とすること。
- (5) 施行計画書 A4版 1部
- (6) 打合せ、協議等報告書 A4版 1部

4 関係官公庁との協議

業務の履行にあたり関係官公庁に対して協議を要するとき、又は、協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく書面にて市に報告すること。

5 日程管理

点検の日程は、市と協議のうえ、市営住宅住居者に支障を与えないように計画的な管理、調整を行うこと。

- ・日程調整は、市と協議のうえ決定すること。
- ・総合点検は、機器点検の第1回目に実施すること。

6 その他

- ・委託の業務にあたっては、安全対策を充分に行い、労務災害が発生しないよう努めること。
- ・各施設で点検を行う際は、受託業者名入りの作業服を着用するとともに、身分を証明できるもの（名刺等）を持参すること。

なお、業務の一部を下請業者に任せる場合でも同様とする。

- 委託業務中、誤って施設等を破損させた場合は、市に報告するとともに、迅速にその復旧に努めること。
- 委託業務中、入居者等との間に賠償責任が発生した場合は、委託受注者の責任において解決すること。
- 点検実施後の報告書については速やかに作成し市へ提出すること。また、不良部分等がある場合は、市にその詳細内容の説明を行うこと。
- 本委託業務において異議が生じた場合には、その都度、市と協議し、双方同意のうえでこれを解決すること。

別表 1

団地名	棟・タイプ	所在地
庄川本町	4号棟	射水市庄川本町13番11号
港町		射水市港町1番22号
八幡	1号棟	射水市八幡町二丁目12番26号
	2号棟	射水市八幡町二丁目12番38号
	3号棟	射水市八幡町二丁目12番38号
	4号棟	射水市八幡町二丁目12番38号
庄西	1号棟	射水市庄西町一丁目3番20号
	2号棟	射水市庄西町一丁目3番20号
殿村	1号棟	射水市殿村83番地
	2号棟	射水市殿村83番地
本江	1号棟	射水市本江北379番地
	2号棟	射水市本江北379番地
海王町	1号棟	射水市海王町25番地
	2号棟	射水市海王町25番地
	3号棟	射水市海王町21番地
赤井		射水市赤井35番地

エレベーター保守点検委託仕様書

- 1 委託場所 射水市 海王町 地内
- 2 委託期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

3 委託対象機器及び機器仕様

(1) 海王町市営住宅2号棟エレベーター

設置台数：1基
方式：インバーター制御式エレベーター
停止階数：7階
遠隔点検機能：有
付加装置：地震時管制運転装置・停電時自動着床装置
・火災時管制運転装置・自家発管制運転装置

(2) 海王町市営住宅3号棟エレベーター

設置台数：1基
方式：インバーター制御式エレベーター
停止階数：7階
遠隔点検機能：有
付加装置：地震時管制運転装置・停電時自動着床装置
・火災時管制運転装置・自家発管制運転装置

4 一般事項

- (1) 本委託は、関係法令及び本委託仕様書、設計書並びに関係図書を遵守のうえ適切に履行すること。
- (2) 委託業務の完全な遂行上、当然必要な内容については受託者の責任により施工しなければならない。
- (3) 委託業務中は、住居者に危害を与えないよう努めること。
- (4) 委託業務中は、エレベーター操作面等に作業札を設置し、作業中である旨を入居者等に周知させること。
- (5) 対象機器の安全確保、正しい利用法についてのPR及び関係諸法規改正の連絡等の情報提供サービスを行うこと。
- (6) 委託期間中の設備監視及び設備・機器の操作に必要な鍵等を預かる場合には、業務担当課あて預かり書を提出すること。
- (7) 本委託について下記の書類を提出すること。
- ア 契約関係書類
 - イ 工程表
 - ウ 作業日報
 - エ 施工写真
 - オ 点検報告書
 - カ その他市が指示する書類

5 業務内容

エレベーターフルメンテナンス契約に基づく下記業務を実施する。

(1) メーカー点検 (1回/月)

対象機器について、メーカー標準仕様に基づく点検を実施する。
点検後、速やかに作業報告書(報告書・施工写真・作業日報・その他)を提出すること。

(2) 建築基準法第12条の規定に基づく定期検査 (1回/年)

建築基準法[第12条]又は労働安全衛生法[第41条]による定期検査・性能検査の立会いを行うこと。

(3) メンテナンス工事(メーカー点検・法令点検時)

対象機器の性能維持を目的とし、メーカー標準仕様・時期に基づく部品等の取り替えを実施すること。

消耗部品等の取り替えは、点検時による部品の消耗度・劣化状況及び機器の稼働状況などを考慮した事前保護に努めること。

(4) 遠隔監視(24時間常時監視)

ア 監視項目

- ・閉じ込め故障
- ・使用不能故障(安全装置作動)
- ・各種異常状態(着床・戸開閉・制御系電源・モーター温度異常)
- ・直接通話機能(閉じ込め故障時のみ)

イ 監視体制

対象機器を監視し、監視項目(異常)が発生した場合には装置から情報センター(24時間監視)へ自動通報すること。装置の通信回線等の状態を確認するため、定期的に情報センターへ自動送信すること。

装置からの監視項目(異常)が通報された場合には、技術者を派遣させ、対象機器の確認及び内容に応じた応急措置を行うとともに市に異常の内容を書面にて報告すること。

なお、上記処置が迅速且つ適切に処置できるように専門技術者を24時間体制で待機させること。

エレベーター保守点検委託仕様書

1 委託場所 射水市 赤井 地内

2 委託期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 委託対象機器及び仕様

(1) 赤井市営住宅エレベーター

- ・設置台数：1基
- ・方式：インバーター制御式エレベーター
- ・停止階数：5階
- ・遠隔点検機能：有
- ・付加装置：地震時管制装置・停電時自動着床装置

4 一般事項

- (1) 本委託は、関係法令及び本委託仕様書、設計書並びに関係図書を遵守のうえ適切に履行すること。
- (2) 委託業務の完全な遂行上、当然必要な内容については受託者の責任により実施しなければならない。
- (3) 委託業務中は、住居者に危害を与えないよう努めること。
- (4) 委託業務中は、エレベーター操作面等に作業札を設置し、作業中である旨を入居者等に周知させること。
- (5) 対象機器の安全確保、正しい利用法についてのPR及び関係諸法規改正の連絡等の情報提供サービスを行うこと。
- (6) 委託期間中の設備監視及び設備・機器の操作に必要な鍵等を預かる場合には、業務担当課あて預かり書を提出すること。
- (7) 本委託について下記の書類を提出すること。
 - ア 契約関係書類
 - イ 工程表
 - ウ 作業日報
 - エ 施工写真
 - オ 点検報告書
 - カ その他市が指示する書類

5 業務内容

エレベーターフルメンテナンス契約に基づく下記業務を実施する。

(1) メーカー点検 (1回/月)

対象機器について、メーカー標準仕様に基づく点検を実施する。

点検後、速やかに作業報告書(報告書・施工写真・作業日報・その他)を提出すること。

(2) 建築基準法第12条の規定に基づく定期検査 (1回/年)

建築基準法[第12条]又は労働安全衛生法[第41条]による定期検

査・性能検査の立会いを行うこと。

(3) メンテナンス工事（メーカー点検・法令点検時）

対象機器の性能維持を目的とし、メーカー標準仕様・時期に基づく部品等の取り替えを実施すること。

消耗部品等の取り替えは、点検時による部品の消耗度・劣化状況及び機器の稼働状況などを考慮した事前保護に努めること。

(4) 遠隔監視（24時間常時監視）

ア 監視項目

- ・ 閉じ込め故障
- ・ 使用不能故障（安全装置作動）
- ・ 各種異常状態（着床・戸開閉・制御系電源・モーター温度異常）
- ・ 直接通話機能（閉じ込め故障時のみ）

イ 監視体制

対象機器を監視し、監視項目（異常）が発生した場合には装置から情報センター（24時間監視）へ自動通報すること。装置の通信回線等の状態を確認するため、定期的に情報センターへ自動送信すること。

装置からの監視項目（異常）が通報された場合には、技術者を派遣させ、対象機器の確認及び内容に応じた応急措置を行うとともに市に異常の内容を書面にて報告すること。

なお、上記処置が迅速且つ適切に処置できるように専門技術者を24時間体制で待機させること。

樹木管理業務委託仕様書

- 1 委託名称 庄西市営住宅樹木管理業務
- 2 委託場所 射水市 庄西町 地内
- 3 一般事項
 - ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること
 - ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。
- 4 特記事項
 - ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
 - ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。
 - ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。
 - ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。
- 5 委託内容
 - ・庄西市営住宅
 - (1) 剪定・整枝 (高木) 年1回
5本
 - (中木) 年1回
15本
 - (2) 薬剤散布 年2回 (6月、10月)
- 6 提出書類
 - ・施工写真 (A4サイズに整理) 1部
各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、)
 - ・その他市の指示する書類 1部

- 1 委託名称 八幡市営住宅樹木管理業務
- 2 委託場所 射水市 八幡町 地内
- 3 一般事項
- ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること
 - ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。
- 4 特記事項
- ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
 - ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。
 - ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。
 - ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。
- 5 委託内容
- ・八幡市営住宅
 - (1) 剪定・整枝 (高木) 年1回
47本
 - (中木) 年1回
22本
 - (中木生垣) 年1回
277m
 - (2) 薬剤散布 年2回 (6月、10月)
- 6 提出書類
- ・施工写真 (A4サイズに整理) 1部
各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、)
 - ・その他市の指示する書類 1部

- 1 委託名称 海王町市営住宅樹木管理業務
- 2 委託場所 射水市 海王町 地内
- 3 一般事項
- ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること
 - ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。
- 4 特記事項
- ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
 - ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。
 - ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。
 - ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。
- 5 委託内容
- ・海王町市営住宅
 - (1) 剪定・整枝 (高木) 年1回
64本
 - (中木) 年1回
30本
 - (中木生垣) 年1回
110m
 - (低木生垣) 年1回
165m²
 - (2) 除草 (敷地境界グリーンベルト) 年2回
1,700m²
 - (3) 薬剤散布 年2回 (6月、10月)
- 6 提出書類
- ・施工写真 (A4サイズに整理) 1部
各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、)
 - ・その他市の指示する書類 1部

- 1 委託名称 殿村市営住宅樹木管理業務
- 2 委託場所 射水市 殿村 地内
- 3 一般事項
- ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること
 - ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。
- 4 特記事項
- ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
 - ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。
 - ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。
 - ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。
- 5 委託内容
- ・殿村市営住宅
 - (1) 剪定・整枝 (高木) 年1回
4本
 - (中木) 年1回
12本
 - (2) 薬剤散布 年2回 (6月、10月)
- 6 提出書類
- ・施工写真 (A4サイズに整理) 1部
各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、)
 - ・その他市の指示する書類 1部

- 1 委託名称 中村市営住宅樹木管理業務
- 2 委託場所 射水市 中村 地内
- 3 一般事項
- ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること
 - ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。
- 4 特記事項
- ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
 - ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。
 - ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。
 - ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。
- 5 委託内容
- ・中村市営住宅
 - (1) 剪定・整枝 (中木) 年1回
22本
(中木生垣) 年1回
88m
 - (2) 薬剤散布 年2回 (6月、10月)
- 6 提出書類
- ・施工写真 (A4サイズに整理) 1部
各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、)
 - ・その他市の指示する書類 1部

- | | | | |
|---|------|---|--|
| 1 | 委託名称 | すずほ市営住宅樹木管理業務 | |
| 2 | 委託場所 | 射水市 加茂中部 地内 | |
| 3 | 一般事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。 ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。 ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。 | |
| 4 | 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。 ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。 ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。 ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。 ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。 | |
| 5 | 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・すずほ市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> (1) 剪定・整枝 (中木) 年1回
11本 <li style="padding-left: 40px;">(中木生垣) 年1回
76m (2) 薬剤散布 年2回 (6月、10月) | |
| 6 | 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工写真 (A4サイズに整理) 1部 <li style="padding-left: 20px;">各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、) ・その他市の指示する書類 1部 | |

- | | | | |
|---|------|---|--------------|
| 1 | 委託名称 | 本江市営住宅樹木管理業務 | |
| 2 | 委託場所 | 射水市 本江北 地内 | |
| 3 | 一般事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。 ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。 ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。 | |
| 4 | 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。 ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。 ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。 ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。 ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。 | |
| 5 | 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本江市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> (1) 除草（敷地内遊休地） <div style="text-align: right; margin-left: 300px;"> 年2回
 4, 200㎡ </div> | |
| 6 | 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工写真（A4サイズに整理）
各住宅、工種、回数毎（着手前、中、後、） ・その他市の指示する書類 | 1部

1部 |

- 1 委託名称 赤井市営住宅樹木管理業務
- 2 委託場所 射水市 赤井 地内
- 3 一般事項
- ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること
 - ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。
- 4 特記事項
- ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
 - ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。
 - ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。
また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。
 - ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。
- 5 委託内容
- ・赤井市営住宅

(1) 剪定・整枝 (中木)	年1回 13本
(竹垣)	適宜修繕 40m
(2) 除草・収集・運搬	年2回
(敷地内遊休地)	670㎡
- 6 提出書類
- ・施工写真 (A4サイズに整理) 1部
各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、)
 - ・その他市の指示する書類 1部

1	委託名称	大門市営住宅樹木管理業務													
2	委託場所	射水市 二口 地内													
3	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。 ・施工中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。 ・施工中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損傷を与えた場合は速やかに市に報告すること ・施工に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施工者の責任において解決すること。 													
4	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定された枝の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。 ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。 ・着手前には作業日程等の内容を記載した文書を作成し、市に内容の確認を行った上で、入居者に配布し周知すること。 ・薬剤の散布にあたっては、害虫駆除が行える量とし、過剰に散布を行わないこと。 また、薬剤の散布は薬剤による住民への危害を与えないように当日、風が強い時などにおいては施工を見合わせるなどの配慮を行うこと。 ・剪定後、樹種により処置が必要な物についてはその処置を行うこと。 													
5	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大門市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> (1) 剪定・整枝 (中木) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">年 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1 3 本</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(低木生垣)</td> <td style="text-align: right;">年 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">6 5 m²</td> </tr> </table> (2) 除草 (敷地内遊休地) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">年 2 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2 0 0 m²</td> </tr> </table> 		年 1 回		1 3 本	(低木生垣)	年 1 回		6 5 m ²		年 2 回		2 0 0 m ²	
	年 1 回														
	1 3 本														
(低木生垣)	年 1 回														
	6 5 m ²														
	年 2 回														
	2 0 0 m ²														
6	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・施工写真 (A 4 サイズに整理) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="text-align: right;">1 部</td> </tr> </table> 各住宅、工種、回数毎 (着手前、中、後、) ・その他市の指示する書類 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="text-align: right;">1 部</td> </tr> </table> 		1 部		1 部									
	1 部														
	1 部														